

自治会法人化及び地域集会所等 補助金関係の手引き



宇都宮市

令和6年4月

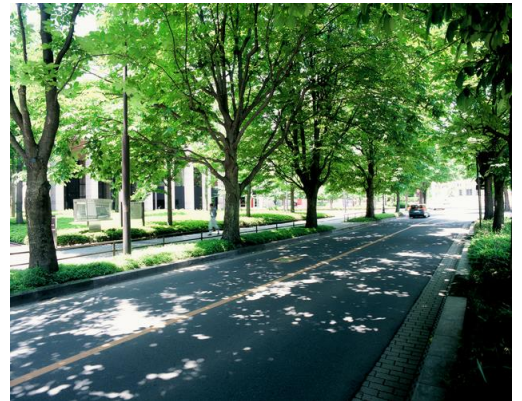
自治会等「地縁による団体」の法人化について

自治会等の法人格取得について

地方自治法260条の2（平成3年4月2日公布施行）において、一定の要件を備えた自治会等「地縁による団体」は、市長の認可を受けることにより法人格を有し、団体名義による不動産登記ができるようになりました。

法人格を取得できる団体

- ① その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし，現にその活動を行っていることと認められること。
- ② その区域が，住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ その区域に住居を有するすべての個人は，構成員となることができるものとし，その相当数の数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。



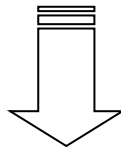
認可事務の流れ

(1) 法人認可の申請（自治会等が行うこと）

自治会等総会で申請の決議

- ① 認可申請の決議
- ② 規約（会則）の改正（制定）：目的，名称，区域，主たる事務所の所在地，構成員の資格，代表者，会議，資産等

市長に申請書を提出



- ① 申請書
- ② 規約（会則）
- ③ 総会議事録
- ④ 構成員名簿（氏名，住所）
- ⑤ 前年度の事業報告書
- ⑥ 代表者を選出したことを証する書類
- ⑦ 申請者が代表者となることの承諾書
- ⑧ 区域図

(2) 認可について（宇都宮市が行うこと）

申請書の受領

必要書類及びその内容

認可

認可通知を代表者へ郵送

告示

認可したことを告示
(法務局への法人登記は不要です)

印鑑登録事務の流れ

法人認可された地縁による団体が保有する不動産の処分等を行うためには、印鑑証明書が必要です。このため、宇都宮市では、印鑑の登録と証明事務を行っています。

(1) 印鑑登録申請（地縁による団体）

<必要な書類等>

市長に申請書を提出

- ①申請書（代表者の実印を押印）
- ②登録する印鑑（ゴム印不可）
- ③代表者(自治会長)の印鑑証明書
- ④委任状(代理人が申請する場合)

(2) 印鑑登録（宇都宮市が行う）

申請書の受領

登録原票の作成

登 録

印鑑登録の証明

市長に印鑑登録証明書の交付申請

交 付

証明書発行手数料 1通につき300円

① 交付申請書（代表者の実印を押印）

※印鑑登録申請時と代表者または代表者の実印が相違する場合、実印・印鑑証明書を持参

②地縁団体登録印（〇〇〇自治会長印）

③委任状（代理人が申請する場合）

■ 認可を受けた自治会の性格

- (1) 法律上の権利、義務の主体となることができ、法人格を有します。
- (2) 不動産登記を自治会名義で行うことができます。なお、認可を受けた自治会である旨の証明書（下記不動産登記について参照）が必要です。なお、不動産登記の詳しい手続きについては法務局へお問い合わせください。
- (3) 認可を受けた自治会については、地方自治法第260条2第15項の規定に基づき、一般の法人に関する基本法である民法の所要の規定が準用されます。
しかし、民法第67条（主務官庁の法人業務の監督）は適用されないため、自治会の業務について市から監督や検査を受けることなく、市との関係は、認可の前後で何ら変わりはありません。従前どおり、自治会活動は、自立的・自発的に行うことができます。

不動産登記について

市長に認可証明書の交付申請

交 付

証明書発行手数料 1通につき300円

交付された認可証明書と他の書類を添付し提出

※宇都宮地方法務局 ☎623-0916

その他の手続きについて

(1) 法人設立届け

栃木県（宇都宮県税事務所 ☎ 6 2 6 - 3 0 2 2）と宇都宮市（市民税課 ☎ 6 3 2 - 2 2 0 3）へ法人設立届を提出

(2) 告示事項変更届出

認可の際に告示した事項が変更された場合（例：代表者の交代）は、届出書にその内容を記入のうえ、宇都宮市みんなでまちづくり課又は各地区市民センターへ提出

(3) 規約変更認可申請

認可した際の規約（会則）を改正する場合、申請書に必要な書類を添付のうえ、宇都宮市みんなでまちづくり課へ提出 ※改正をご検討の際は、事前にご相談ください

（例）会の名称、会の目的、会の区域、事務所の所在地などの変更

認可地縁団体の課税について

(1) 国税

① 法人税・・・○収益事業を行う場合のみ課税されます。

② 登録免許税・・・○不動産登記をする場合、課税されます。

所有権保存・所有権移転の場合それぞれ税率が違いますので、宇都宮地方法務局相談窓口（☎ 6 2 3 - 6 3 3 3）へご相談ください。

(2) 県税

① 法人県民税・・・○収益事業を行わない場合は、均等割（年額2万円）のみ課税されます。（申請により減免）

② 法人事業税・・・○収益事業を行う場合のみ課税されます。

③ 不動産取得税・・・○既に自治会が所有していた不動産を自治会名義に登記した場合は課税されません。（ただし、以前から不動産を自治会が所有していたと証明できる書類が必要）

詳しくは、宇都宮県税事務所（☎ 6 2 6 - 3 0 2 2）へご相談ください。



(3) 市税

① 法人市民税・・・○収益事業を行わない場合は、均等割（年額6万円）のみ課税されます。（申請により減免）

○収益事業を行う場合は、上記均等割のほか法人税割課税されます。（減免にはなりません。）

② 固定資産税・・・○自治会名義で登記された土地・家屋のうち、次のものは申請により減免となる場合があります。

※地域の集会用に供する家屋及びその敷地

詳しくは、宇都宮市資産税課（☎ 6 3 2 - 2 2 4 5）へご相談ください。

自治会法人化に関するQ&A

【質問1】 現在、不動産を所有せず、今後もその予定はないが、法人の認可を認められますか。

《答え》 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象となります。

【質問2】 地縁による団体の構成は、世帯主だけでよいのですか。また、区域外の住民が含まれていてもよいですか。法人は構成員となれますか。

《答え》 いいえ。構成員は世帯ではなく、すべての個人からなることから、世帯全員の方が対象になります。区域外の住民は、構成員にはなれません。
また、法人は構成員にはなれませんが、賛助会員とすることは差し支えありません。

【質問3】 認可地縁団体が、集会所を定期的に、学習塾等に貸すなど収益事業を行った場合、課税はされますか。

《答え》 はい、認可地縁団体は、法人税法上公益法人とみなされており、収益事業を行った場合のみ課税されます。(詳しくは、市→市民税課、県→県税事務所にお問い合わせください。)

【質問4】 自治会名義で登記された集会所の固定資産税は免除されますか。また、法人住民税は課税されますか。

《答え》 固定資産税は、認可を受けている、いないに係わらず、申請により減免になる場合があります。(詳しくは、市→資産税課、県→宇都宮県税事務所へお問い合わせください。)
法人住民税は、8万円の均等割(市民税6万円、県民税2万円)がかかりますが、収益事業を行っていないければ、申請により減免となります。
ただし、法人住民税は、毎年度末に申請し、減免を受ける必要があります。
(詳しくは、市→市民税課、県→宇都宮県税事務所にお問い合わせください。)

【質問5】 従前から自治会が所有し、自治会長個人名義になっていた土地を自治会名義に名義変更する場合、贈与税は課税されますか。

《答え》 様々なケースがあるため、従前から自治会が所有していたことを証明する書類を用意し、直接宇都宮税務署にお問い合わせください。

【質問6】 市役所で法人認可を受けた後、法務局へ法人登記は必要ですか。

《答え》 いいえ、法務局への法人登記は不要です。
ただし、市役所市民税課及び県税事務所へは、法人設立届の提出が必要です。

＜お問い合わせ先一覧＞

市役所市民税課	6 3 2 - 2 2 0 3
〃 資産税課	6 3 2 - 2 2 4 5
〃 みんなでまちづくり課	6 3 2 - 2 9 0 0

宇都宮県税事務所	6 2 6 - 3 0 2 2
宇都宮税務署	6 2 1 - 2 1 5 1
宇都宮地方法務局	6 2 3 - 0 9 1 6

地域集会所等建設費補助事業

自治会が当該地域の集会所及びコミュニティ倉庫を新築、修繕などの場合に、市が費用の一部を補助します。

申請

工事を行う前に「補助金交付申請書」に次の書類を添えて、みんなでまちづくり課又は、地区市民センターへ提出してください。

(工事は、交付決定後に開始してください。)

- (1) 設計書及び見積書(写)
- (2) 位置図
- (3) 土地所有者の同意書
- (4) 建築確認を受けたことを証する書類(写)
- (5) 口座振替依頼書
- (6) 総会議事録
- (7) 工事前の写真
- (8) 普通救命講習の講師派遣依頼書の(写)及び受講者名簿の(写) ※AEDの設置



補助金の限度額：建設に要した費用の40%以内で、下表の金額を限度とします。

施設	新築	移設	増築・ 大規模修繕	バリアフリー 工事 ※1	居場所づくり 工事 ※2
集会所	400万円	110万円	125万円	50万円	50万円
				同時利用可 ※3	
倉庫 ※4	60万円	10万円	10万円		

※1 バリアフリー工事とは、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」に定める公共的施設の構造及び設備に準じた、スロープの設置やトイレの工事等をいいます。

※2 居場所づくり工事とは、集会所への「エアコンの設置」「厨房設備の設置」「給湯器の設置」「室内の防音」「AEDの設置」「照明器具のLED化工事」「Wi-Fi環境の整備」をいいます。

※3 集会所の増築・大規模修繕、バリアフリー工事、居場所づくり工事を同時に行う場合には、それぞれの工事の限度額の合計を補助額とします。(最高で225万円まで)

※4 コミュニティ倉庫建設は、延べ床面積4.9㎡を超えるものに限りません。

- ・ 予算の関係上、年度後半の申請に対応できない場合がございますので、お早めにご相談ください。
- ・ 集会所の新築には、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」に定める、公共的施設の構造及び設備に準じた、スロープの設置やトイレ等の工事が必要になります。
- ・ 既存建物の解体工事など、補助金の対象外となるものもあります。
- ・ 事業は、申請した年度内(3月末)までに完了していただく必要があります。
- ・ Wi-Fi環境の整備にあたり、ポイント付与・キャッシュバックがある場合は、相当額を補助対象経費から除外いたします。

交付決定

申請書受領後、審査を行い、適正な事業については「交付決定通知書」にて通知します。

- ・ 交付決定後に工事にご着工下さい。
- ・ 工事完了後の補助金請求の際には「交付決定通知書」の写しが必要となります。

<工事完了後>

実績報告

工事が完了したら1ヶ月以内に「実績報告書」に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 収支決算書
- (2) 検査済証（写）
- (3) 完成した建築物の写真
- (4) 普通救命講習の受講を証明する修了証（写）※AEDの設置
- (5) 請求書

※建設終了後、本市建築指導課へ別途「工事完成届」を提出し、「検査済証」の交付を受けてください。

補助金請求

工事費の支払い後、「補助金交付請求書」に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 交付決定通知書（写）
- (2) 領収証（写）

補助金振込

「補助金交付請求書」を受領後、書類審査を経て、指定の口座へ補助金を振り込みます。

注意事項

<補助全般について>

- (1) 上記の手続きに関する添付書類は、集会所新築の場合の例です。
それ以外の工事に関してはご相談ください。
- (2) 事業の変更又は中止等の際には、速やかに市へ連絡し指示を受けてください。
- (3) 補助金の前払い（一部のみ）が必要な場合は、事前に申し出てください。

<AEDの設置について>

いざという時にAEDを使用できるように、日頃から「インジゲーターの確認」や、「消耗品の交換」などの日常点検を実施してください。

[日常点検の確認事項]

- (1) インジゲーターの確認

AEDには、機器が正常に動くかどうかを示すインジゲーターが付いており、日常点検する際には、インジゲーターの表示を確認（点検記録）して下さい。

- (2) 耐用期間の確認

AED本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社にて設定しており、AEDの添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認して下さい。

地域集会所家賃補助事業について

自治会が当該地域の集会所として借家する場合の家賃の一部を補助します。

借家とは、建物の全部又は一部を家賃を支払って集会所として専用使用することをいいます。

家賃補助のご利用に際しましては、事前にご相談ください。

事前相談

集会所として家や部屋を借りる前に、必ずご相談ください。

申請

契約した翌年1月に提出してください。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 位置図
- (3) 補助対象事業に供する建物の写真
- (4) 自治会総会資料・議事録
- (5) 平面図又は間取り図
- (6) 口座振替依頼書
- (7) 領収証（写し）



対象期間：毎年1月1日～12月31日（1年間分を翌年1月に補助金申請）

補助額＝年額家賃×40%（1,000円未満切り捨て）

補助額限度額：年額20万円を限度とします。

※家賃：管理費，共益費，駐車場使用料など，地域集会所の賃借料と認められないものを除く。

交付決定

申請書受領後、「交付決定通知書」にて通知します。

補助金請求

契約した翌年1月に「補助金交付請求書」に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 交付決定通知書（写）

補助金振込

「補助金交付請求書」を受領後，書類審査を経て，指定の口座へ補助金を振り込みます。

地域集会所建設資金等融資事業について

地域集会所の建設やその土地購入にあたり、資金が足りない場合には、市ではその費用を融資しています。（※市では、集会所の用に供する土地の提供や貸与は行っておりません。）

申請

建設工事や土地購入を行う前に「借入申込書」正副2通に次の書類を添えて提出ください。
※申請者は、申込人自ら記入し、「実印」を使用してください。

建設資金の場合	購入資金の場合
(1) 位置図	(1) 案内図
(2) 工事設計書及び見積書（写）	(2) 売買契約書（写）
(3) 土地所有者の同意書	(3) 地籍測量図（写）
(4) 建築確認通知書（写）	(4) 農地転用許可証（写）
各2通	又は開発行為許可証（写） 各2通
※その他 総会議事録・決算書・自治会規約	各2通

融資の条件等

区分		融資限度額 1自治会につき	融資利率	融資期間	償還方法
建設 資金	新築資金	400万円	市と指定金融 機関とが協議 して定める率	5年以内	貸付の日の属する月の翌日 から元利均等月賦償還。た だし、貸付金の一部又は全 部を繰り上げて償還するこ とができる。
	移設資金	200万円			
	増築改修	60万円			
土地購入資金	750万円	10年以内			

融資決定

宇都宮市及び指定金融機関において、事業の適否を審査します。
審査後、速やかにその結果を申請人あて通知します。

工事等

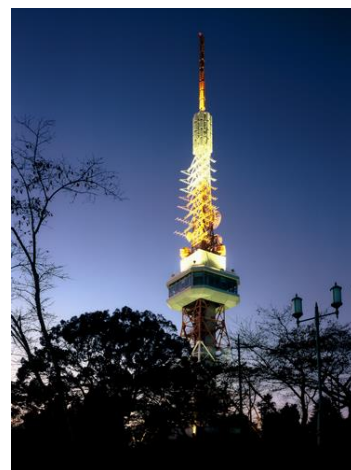
融資決定後、申請どおり事業を行ってください。
事業終了後、速やかに「完了届」を提出してください。

融資金振込

市で、工事確認後、申請者及び金融機関へ確認通知を発送します。
申請者は、金融機関へ融資手続き後、金融機関から申請者へ融資金が振り込まれます。

その他

- (1) 融資申込者・・・各自治会等の役職にある者
- (2) 連帯保証人・・・自治会の役職にある全員
- (3) 融資対象土地・・・面積が66㎡以上330㎡以下の土地
- (4) 担保・・・当該集会所及び土地に第1順位の抵当権を設定します。
- (5) 指定金融機関・・・足利銀行・栃木銀行



自治会は、まちづくりの礎

近年、自治体をめぐる社会環境は、少子高齢化・情報化・国際化・近隣関係の希薄化等により大きく変化しています。これに伴い、住民に最も身近な自治組織である自治会の役割は、ますます重要となっています。

自治会は、地域の発展や地域福祉及び公衆衛生の向上を図るという役割を担い、地域環境の整備や地域福祉の充実、文化・スポーツ活動など各種事業を実施しています。これら自治会活動はすべての市民が、地域社会の中で安心して暮らしていける住みよいまちづくりの礎となっています。

今後、自治会の法人化が進展するとともに、自治会活動の活性化やよりよい地域社会づくりの一助となることを期待します。



宇都宮市民憲章

宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、

二荒の森を中心に栄えてきたまちです。

このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、

市民の誓いを定めます。

- 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。
- 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。

この自治会法人化及び地域集会所等補助申請等の詳細については、
下記あてにお問い合わせください。

宇都宮市市民まちづくり部みんなでまちづくり課地域まちづくりグループ

☎ 028-632-2900